

web資料 III-⑫ 賃金確保法施行令による立替払の限度額

	年 齢	未払い賃金の限度額	立替払の上限額
退職労働者の	45歳以上	370万円	296万円
退職日における	30歳以上45歳未満	220万円	176万円
年 齢	30歳未満	110万円	88万円

資料出所：厚生労働省